

○ 長崎県市町村職員共済組合職員宿舎規程

〔平成27年3月10日〕
規程第248号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合職員（以下「職員」という。）の宿舎の使用及び管理に関し、基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿舎 職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、長崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が借り上げる居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいう。
- (2) 使用者 宿舎の使用承認を受けた者をいう。

(宿舎の設置方法等)

第3条 宿舎は、住宅を借り上げて設置するものとする。

(宿舎の貸与)

第4条 宿舎は、次に掲げる場合において、職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

- (1) 職員の職務に関連して組合の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- (2) 職員の在勤地における住宅不足により組合の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合

(宿舎を貸与する者の選定)

第5条 宿舎を貸与する者の選定に当たっては、組合は、国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律第117号。以下「宿舎法」という。）の例により、組合の事務又は事業の円滑な運営の必要に基き公平に行わなければならない。

(使用の承認申請)

第6条 宿舎に入居しようとする者は、理事長に職員宿舎使用承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(使用の承認等)

第7条 理事長は、前条に規定する職員宿舎使用承認申請書を受理したときは、これを審査し、宿舎の使用の可否を決定するものとする。

2 理事長は前項の規定により宿舎の使用を決定したときは、使用者に対して職員宿舎使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料)

第8条 宿舎の使用料は、月額によるものとし、その算定方法は宿舎法の規定に準

じ、理事長が定めたものとする。

2 新たに宿舎の使用承認を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

3 使用者は、使用料を毎月、給与支給日に組合に納入しなければならない。

4 使用者が第12条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなったときは、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項の規定による明渡日までの期間の使用料を毎月、その月末までに組合に納入しなければならない。

5 前項の規定により同居者が納入すべき宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 使用者は、宿舎の使用につき必要とする電気、ガス、水道、共益費及びその他理事長の指定する経費を負担しなければならない。

(使用上の義務)

第10条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、宿舎を使用しなければならない。

2 使用者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、居住の用以外の用に供し、又は理事長の承認を受けずに宿舎の改造、模様替、その他の工事を行ってはならない。

3 使用者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 第8条第5項の規定は、使用者の同居者が第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(同居の承認申請)

第11条 使用者は、主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ職員宿舎臨時同居承認申請書(様式第3号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(宿舎の明渡し)

第12条 使用者は、次の各号の一に該当することとなった場合においては、その該当することとなった日から20日以内に、宿舎を明け渡さなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、理事長の承認を受けて、その該当することとなった日から6月の範囲内において理事長の指定する期間、引き続き宿舎を使用することができる。

(1) 職員でなくなったとき

(2) 死亡したとき

- (3) 職員宿舎使用承認書に記載された宿舎入居年月日から起算して15年を経過したとき
 - (4) 使用料の未納又は第10条に規定する使用上の義務違反その他特別の理由により理事長より明け渡しを請求されたとき
 - 2 使用者が前項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、使用者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の3倍に相当する金額とする。
 - 3 第8条第5項の規定は、前項の規定により使用者が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。
 - 4 宿舎を明け渡そうとする者は、職員宿舎退去届（様式第4号）を理事長に提出し、宿舎の異常の有無について検査を受け、異常の指摘を受けたときは、原状に回復しなければならない。
 - 5 前項の規定による原状回復にかかる費用は、使用者の負担とする。
（その他）
- 第13条 この規定に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、宿舎法の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

職員宿舎使用申請書

平成 年 月 日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

職 名

氏 名

印

下記により、職員宿舎を使用したいので、承認願いたく申請いたします。

記

1 理 由

2 入居希望年月日 平成 年 月 日

3 使用者及びその家族

氏 名	続 柄	生年月日	備 考

(様式第2号)

職員宿舎使用承認書

平成 年 月 日

様

長崎県市町村職員共済組合理事長

下記により、職員宿舎の使用を承認します。

記

1 宿 舎 名

2 宿舎所在地

3 宿舎の面積

平方メートル

4 使 用 料

(月額)

円

5 宿舎入居年月日 平成 年 月 日

6 その他

なお、本職員宿舎使用承認書の交付を受けたときは、速やかに、別紙の誓約書を提出してください。

(様式第3号)

職員宿舎臨時同居承認申請書

平成 年 月 日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

職 名
氏 名 印

下記により、臨時に職員宿舎に同居させたいので、承認願いたく申請いたします。

記

1 理 由

2 同居希望期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3 同 居 者

- (1) 氏 名
- (2) 職 業
- (3) 生 年 月 日

(様式第4号)

職員宿舎退去届

平成 年 月 日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

職 名
氏 名 印

下記の理由により、平成 年 月 日職員宿舎を退去いたします。

記

(理由)

(別紙)

誓約書

平成 年 月 日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

職 名

氏 名

印

私こと、今般、下記の職員宿舎を使用することを承認されましたが、職員宿舎の使用に関する一切の事項については、長崎県市町村職員共済組合職員宿舎規程を了承のうえ、これを誠実に遵守いたします。

記

1 宿 舎 名

2 宿舎所在地